

小牧市地域包括ケア推進計画推進委員会設置要綱

〔令和 6 年 3 月 1 8 日〕
〔 5 小地第 2 7 5 3 号 〕

（設置）

第 1 条 地域包括ケアシステムの構築及び地域共生社会の実現を包括的かつ効果的に推進することを目的とした小牧市地域包括ケア推進計画を推進するため、小牧市地域包括ケア推進計画推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 小牧市地域包括ケア推進計画の策定に係る調査及び検討に関すること。
- (2) 小牧市地域包括ケア推進計画の実施状況の調査及び評価に関すること。
- (3) その他小牧市地域包括ケア推進計画の推進に関すること。

（組織等）

第 3 条 委員会は、委員 1 6 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 保健医療福祉関係者
- (3) 地域福祉関係者
- (4) 公募により選ばれた市民
- (5) その他市長が必要と認める者

3 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（任期）

第 4 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第 5 条 委員会に会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。ただし、会長が認める場合は、書面による協議をもって会議の開催に代えることができる。

- 3 委員会は、会議において必要と認めるときは、議事に関係のある者に対して出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第7条 委員会に、第2条に掲げる所掌事項のうち、専門的事項を調査検討させるため専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

- 2 部会の構成員は、委員のうちから、会長が任命する。
- 3 部会に部会長を置き、構成員の互選によって定める。
- 4 部会は、会議において必要と認めるときは、議事に関係のある者に対して出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、地域包括ケア推進課及び介護保険課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。